

西宮市立中央病院中央手術室運営委員会要綱

(設 置)

第1条 西宮市立中央病院中央手術室の円滑な運営を図るため、中央手術室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 運営委員会は中央手術室において施行する手術が円滑に行えるように関係各科の連絡調整を任務とする。

(構 成)

第3条 運営委員会は、副院長、中央手術室室長、診療科部長等、副看護部長、中央手術室看護師長、管理部長、病院改革担当部長、医事課職員1名、経営企画課職員1名をもって構成する。

(運 営)

第3条 運営委員会に委員長をおき、中央手術室室長がこれにあたる。

2 会議は委員長が必要に応じて招集する。

3 委員長は委員会をつかさどる。

4 委員会の庶務課は総務課が担当する。

付 則

この要綱は平成11年4月1日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程15条による改正付則）

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から実施する。